

新しい価値観で
一人ひとりが輝ける
新しい社会を構築しましょう



長岡市議会議員 関たかし〈活動報告〉

せきたか通信 24号

〈2021年度〉

持続可能な社会の実現 ～広げよう長岡から～

重点的に取り組む分野 環境分野／財政・経済分野／人間性(心)と教育の分野／政治改革の分野

「はじめに」

長岡市は大丈夫か

前号でお伝えしたように、官製談合事件が市の組織ぐるみであった疑惑は解消されていません。また、今年に入って諏佐議員と私で質問した消防中之島出張所の工事監理における公文書の書換え問題は、新聞紙上で市が好ましくなかったと認めました。これらを通して「公平公正な行政なのか」との疑惑が生じています。国政では、森友・加計・桜の問題などが指摘されていますが、長岡市でも同じように行政が歪められている可能性があり、深刻な問題です。

「終わったことを質問しないで、もっと重要な事を議論しろ」との市民の声もあるようです。しかし、不正を働く・ごまかす・しつかり説明しない相手とは、まともな議論はできませんし、議論した結果も不公正・不誠実に執行される恐れがあります。東京電力の組織体質が問われている様に、行政も健全な組織体質でなければ市民に影響が及びます。

市議会は大丈夫か

行政に問題が起らないように、もしくは問題が起った時にチェックする機関が議会です。しかし、これも前号でお伝えしたように、諏佐議員と私の官製談合事件に関する質問が不許可となり、

発言できない事態となりました。また、今年に入り「発言は要望や意見の表明で終えず、最後は質問形式で終わること」との「一般質問に関する申し合せ」が成立しました。国会や県議会でも当たり前に行われている「今の答弁は基本的に認識が間違っていると指摘して次の質問に移る」や「答弁の方向性に賛成です。速やかに実行してください。では次の質問に移る」といった進め方も申し合せに違反します。つまり、次の



質問に進む場合は、直前の答弁に對して何のコメントもせずに進めとのことです。申し合せの審議に際して、他の議会で同様な申し合わせがあるのか問うたところ「調査の必要なし」とのことでしたが、事例はほとんどないと考えられます。

申し合せは法律でないため、法で認める発言権を制約するには、原則として全議員の了承が求められます。反対議員がいたにもかかわらず決定したことなど、この申し合せには多くの問題があります。①発言制限により議会のチェック機能が低下すること②議会会自らが発言制限を行ったこと、

が最大の問題と考えます。官製談合事件については、市長が「長岡市始まって以来の不祥事」と述べた大事件ですから、議会是最も調査権限の強い100条委員会を設置して事態解明に向けて努力すべきでした。

議長選挙

このように、議会も本来の機能を発揮できない状況になったことなどから、私は5月に行われた議長選挙に立候補しました。これまで、議長を目指す気はなかったのですが、危機感が高まったことと、他の無所属議員からの後押しもあり、行動を起こしたものです。立候補に際して行った所信表明と選挙結果は後段に掲載しました。

民主主義の危機

安倍・菅政権を通じて民主主義の危機が表面化し、ついには自民党の岸田新総理でさえも危機を訴えるに至りました。先に述べたように、長岡においても民主主義の危機が表面化しています。民主主義も組織文化と同様に「築くには時間がかかるが、壊れるのは一瞬」なのだと思います。私は議員の立場で民主主義を守る努力をしますが、主権者たる市民や国民の声なくして守ることは難しい状況となってきました。



1 2020年9月議会

① 議長不信任動議 討論 要旨

関たかし

議長の不信任動議に賛成する。理由の1つ目は、正当な理由なく諏佐議員と私の官製談合に関する一般質問が不許可になったことである。

2つ目の理由は、議会における発言自由の原則を侵したことである。執行機関（行政）では、物事は書類によって進行するが、議会は言葉のやり取りで進行することから、議員の発言は保障され、尊重される必要がある。全国市議会旬報には「議会政治は討論と説得の政治」と言われ、言論を中心に会議が進められる。したがって、議会における議員の言論の自由は最大限に保障されなければならない」と記載されている。



3つ目の理由は、公正指導の原則に反したことである。議長は強力な権限を持っているため、立場は中立、職務は公平に行い、関係法規にのっとった議会運営を行わなくてはならない。諏佐議員と私の質問をめぐって行われた議長との協議は、公平に行われなかった。具体的に、以下の3点を指摘する。

①議長と我々で、文書でやり取りすると何度が約束したにもかかわらず、口頭で協議が重ねられたこと。②我々の意見は各会派代表者

会議に文書で配付したにもかかわらず、各派代の意見は、文書での提示を求めた我々に口頭で伝えられたこと。③議長は、議会事務局が確認した弁護士の見解のみに基づいて不許可と判断したため、我々サイドの弁護士見解も見た上で判断するよう求めたにもかかわらず、応じなかったことである。

4つ目の理由は、専門家の指摘である。我々は、刑事確定訴訟記録法の専門家や地方議会の専門家に見解を求めてきた。法律的観点からの指摘は諏佐議員が述べたが、その他の観点から、「今後は公文書と市の見解の食い違いをたすことができなくなるおそれがある」とことや、「行政等が認めた公式見解的な事実に基づいた質問でない場合は不許可になる可能性があること」などの指摘がある。以上の理由により、今回の質問通告不許可は大変問題のある判断と言わざるを得ないため、議長不信任に賛成する。

結果・賛成2票、反対27票、
退席3名で不信任動議は否決

② 市発注工事に係る入札情報漏えい事件の調査に関する決議 (100条委員会設置決議)

提出者説明 要旨

関たかし

本事件は、市の幹部職員が県会議員の秘書に公共工事の価格を漏えいし、その秘書を通じて価格を知った会社が工事を落札した事件

である。

市は「事件の原因や背景は裁判によって明らかになった」としているが、2011年から7年間に75件以上の漏えいがあったとされており、このうち裁判で審理された工事は3件である。

私は本事件の刑事確定訴訟記録を閲覧した。市は、事件の原因は逮捕された元職員2人の倫理観の欠如と結論づけているが、当記録を確認する限り、元幹部職員は犠牲者の一面もあったと考える。

また、事件の根幹部分である県議の関与や市の工事積算における乱数の使用について、市は検察の説明や確定記録における証言を否定している。

これらの点から、犯罪捜査を目的とした視点とは別に、事件の責任関係や問題点を明らかにし、再発防止に実効性を付するため、実態を明らかにする必要があると考え、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置を求める。

結果・賛成3票、反対27票、
退席2名で設置決議は否決

2 2021年3月議会

一般質問 要旨

● 柏崎刈羽原発の再稼働問題について

関たかし 質問

一問一答方式は、答弁に対しコメントを述べて反応することが一

般的である。しかし、会派無所属議員が反対したなかで、次の質問に移る際には意見や要望を述べない旨の申し合せがなされた。今回はこの方針に従うが、不自然な議論になると申し上げておく。

国は新規制基準に適合した原発は地元同意を得て再稼働する方針だが、地元の範囲は示さない。東京電力は、新潟県、柏崎市、刈羽村の同意を得た上で柏崎刈羽原発6、7号機を再稼働する方針である。知事は、県による事故原因などの検証が終わったら、再稼働の是非を判断して県民の信を問うと公約しており、

その際には柏崎市と刈羽村以外の市町村の意見を県が取りまとめるとしている。県民の信を問うとは、一般的には住民投票か知事選挙と受け止められるが、昨年末に、2021年内、つまり今年中の再稼働同意を目指す動きがあると報道され、原発に関心を持つ市民に緊張が走った。市長は「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」と何度も述べているが、再稼働に直接関係できる事前了解権は必要なしと表明しており、現時点で長岡市は再稼働を止める権限を有していないし、求めてもいない。

福島原発事故以前、国や電力事業者は、原発は絶対安全と説明し



てきた。事故後は、絶対の安全はないと認め、安全対策を強化し、事故に備えて避難計画を策定した上での再稼働を目指している。当初説明していた前提条件が崩れたのだから、その後は稼働させないのが常識だ。それでも稼働させるのであれば、従前よりも高いハードルを越えてもらう必要があり、その1つが事前了解権の拡大と明記である。事故以前は、原発からの距離による区域区分が原子力災害対策重点区域の10⁺圏内と10⁺圏外という2区分であったが、事故後は、5⁺圏、30⁺圏、そして30⁺圏外と3つに区分された。しかし、事前了解権は、市町村レベルでは5⁺圏の立地自治体が高質的にこれを有し、その他の自治体は有しておらず2区分である。区域区分は

変わったが、事前了解権は以前と変わらないことは問題だ。現況のまま県・柏崎市・刈羽村が同意して再稼働に至った場合は大きな問題が生じる。市は再稼働の是非を知事に意思表示する方針だが、市長が反対と訴えても、知事が反対する保障はない。重大事故に陥った場合、



長岡市民はまず屋内退避である。市は反対したが再稼働して事故に至った場合、賛成した5⁺圏住民が先に逃げるために、反対者が屋内退避で協力する事態となる。仮に長岡市も賛成して再稼働した結果、事故が起こったのであれば「我々も賛成したので、リスクが大きい原発に近い人が先に逃げることに協力しよう」となり、市民感情として受け入れられると思うが、逆の場合は受け入れ難い状況になる。

事前了解権の在り方について

先述のとおり、原発からの距離に応じて地域は3区分されたが、事前了解権については立地自治体とそれ以外という従前のままの2区分で、不整合が生じている。事前了解権の在り方も変更すべきと考える。

星 原子力安全対策室長 答弁

知事は再稼働に対し、県が立地自治体以外の意向を取りまとめた上で、知事として意思表示を行うと発言している。事前了解の意思表示は立地自治体のみとの指摘であるが、意思表示であれば、市民や議会の意向を踏まえた上で、いずれ知事に対して市は意思表示する。また、市町村による原子力安全対策に関する研究会において、県に対して「知事はどのように市町村の意見を取りまとめるのか、早い時期に示してほしい」と要望し、「適切な時期に示せるよう対

応したい」との回答があった。

関たかし 質問

市が知事に意思表示するとしても、長岡は立地自治体以外のその他自治体の1つという立ち位置で知事に意見を伝えることになる。30⁺圏の設定により避難計画まで策定する、つまり原発のリスクを負う自治体として、30⁺圏外の自治体と同じ枠組みでの発言形式をどう考えるか。

星 原子力安全対策室長 答弁

30⁺圏内7市町のうち、長岡は圏内人口の60%を占める。加えて県下第2の都市であり、その市民の声は重きがあると考えている。

関たかし 質問

今の答弁に意見があるが、言うに次に行けないので黙って進む。再稼働に賛成した地域の方が先に避難するために、反対した長岡市民は自宅で待機する場合に、距離の近い方はリスクが大きいため優先的に避難するとの総論は理解するが、市民感情としては受け入れ難い状況と思うが、どう認識しているか。

星 原子力安全対策室長 答弁

原発が緊急事態になった場合、5⁺圏内は即時避難、それに対し、長岡は栃尾を除く市域全体が30⁺圏内に入って屋内退避であるのは納得いかないとの市民の意見は聞いている。その際は被曝リスクを説明している。屋内退避は、放射

性物質の吸入抑制や放射線を遮蔽することで被曝低減を図る措置である。国の指針では、緊急事態になった場合、5⁺圏内は原発からの距離が近くて屋内退避では被曝リスクが高く、時間的余裕もないため、放射性物質の放出前に避難を行わなければならない。その一方で、当市を含む30⁺圏域の地域は、原発から距離があり被曝リスクが低いと、即時避難でなく屋内退避を行うとされている。その後、放射性物質の放出に至った場合は、放射線量の高い区域のみが避難することになる。慌てて車で避難した場合、5⁺圏の避難による渋滞などにより、被曝リスクが高まることも懸念される。屋内退避が有効との前提条件が崩れると、この防護措置は成り立たないため、積雪期の屋内退避について国に説明を求めた。明確な回答はなかったが、今後も求め続ける。

関たかし 質問

屋内退避の安全性を尋ねたのではない。市が再稼働に賛成した上で事故になった場合、長岡市民も賛成したのだから、5⁺圏住民の優先避難に屋内退避で協力することとは、市民としては受け入れられると思う。そうでない場合の市民感情について質問した。

星 原子力安全対策室長 答弁

仮にという想定での再稼働の話は、議論できる状況でない。



適格性について

関たかし 質問

東電の不祥事が次々と発覚した。東電の適格性について、市長の見解を求める。



星 原子力安全対策室長 答弁

市長は「このような状況が続くようでは事業者としての適格性に欠けると言わざるを得ない、このままでは市民の信頼は得られず、不安の解消には程遠い」と今議会ですべてている。

関たかし 質問

適格性についての見解か。

星 原子力安全対策室長 答弁

市としては、適格性を含めた国の審査及び県の検証を踏まえ、安全性を評価する中で最終的に判断する。市長発言は、市民の気持ちを代弁する、あるいは事業者が高い危機意識を持ってもらいたいとのメッセージではないか。

関たかし 質問

適格性を判断するならば評価するが、判断しないと何年も答弁してきた。市長の見解は東電の適格性についてなのかを確認するため聞いた。適格性への見解なのか違うのか、明確な答弁を求める。

星 原子力安全対策室長 答弁

原発を運転する事業者としての適格性は、国で審査されている。県の技術委員会も、国による適格

性の判断が妥当であるか、議論するとしている。国の審査及び県の検証の対象なので、県の検証が終わり、市民への説明がされた後に、市として判断する。

2014年以降、関係員からマネジメント見地という言葉を使われて、適格性を判断すべきとの質問があった。その時には、マネジメン

トの判断は市の業務になじまないと答弁した。その後、国の審査で適格性が判断された。当初はそのような答弁をしたが、現時点では適格性を判断する所存だ。

東電への最後通告について

関たかし 質問

市長は2017年に「柏崎刈羽原発の適合性審査の段階で、地震による液化化や免震重要棟の耐震性問題などが出てきた。東電によって安全性は担保できるのかという危惧を禁じえない」と答弁した。2019

年には原発の



ケーブル火災、東電の保安規定違反について、

「今後も事故やトラブルが度重なるようでは、事業者は地元からの信頼は到底得られない、不安は解消されない」と述べている。今年も次から次へと不祥事が絶えない。

全国の原発周辺自治体の首長は、事故や不祥事が起こると厳しいコメントを出す、事業者が再発防止策を定めると、再び事業者を信頼する側に振れる傾向だ。市も先

ほど厳しい見解を述べたが、永遠のイエローカード（警告）であってはならない。レッドカード（退場処分）につながらないイエローカードでは意味がない。市は「今後も事故やトラブルが度重なるようでは」と述べているが、度重なるという



いずれ事業者に最後通告、レッドカードを出す選択肢を持っているのか。

星 原子力安全対策室長 答弁

主張すべきことは国・県・事業者に主張する。県の検証結果の説明を受けた後、しっかりと判断する。

雪害時の避難計画について

関たかし 質問

今冬も大雪だった。国は「積雪時における避難の具体的対応はこれから整理したい」と述べた。何年も前から、市民は積雪や複合災害時の避難を既に心配していた。なおかつ長岡においては、2016年の豪雪による中越大渋滞で、雪害時避難の問題も顕在化していたの

で、いまだに整理されていないのかと驚いている。積雪時の避難計画について、これまでの検討経緯は。

星 原子力安全対策室長 答弁

市町村研究会では、2012年に豪雪時の広域避難ルートの検討をはじめ、継続的に議論を行っている。国も2020年度に新潟県の積雪時や夜間の避難についてのモデル事業を採択し、検討が進められている。

関たかし 質問

市長は「原発事故と雪害が重なった場合、避難は至難の業ではないか」との見解を示した。市民は「雪害時避難は至難の業ではなく不可能」と話している。当市は2016年のほうが大きな被害だったが、あのレベルの雪が降っても速やかに避難できる計画の策定は可能と考えているのか。

星 原子力安全対策室長 答弁

再稼働のいかにあらず、避難計画は必要。可能かということではなく、原発がある限りは計画を作り、その実効性を高める努力が必要である。また、県の避難委員会で冬季避難が議論されているので、注視する。

関たかし 質問

「稼働のいかにあらず避難計画は必要」と度々答弁しているが、稼働時と停止時のリスクは大きく違うことを認識しているか。また、稼働してリスクが高まっ

た中で、様々な手段を講じれば害時にも安全に避難できる計画の策定は可能と考えているのか。

星 原子力安全対策室長 答弁

稼働しているか否かによってリスクは大きく違うと考えるが、停止状態でもゼロリスクでない以上、計画策定が必要。

確かに、現時点で安全な避難計画の策定は難しい。一方で、避難が可能かどうかは、県の検証が終った上で、市として判断する。

3

2021年5月臨時議会

●議長選挙 所信表明 要旨

関たかし

長岡市議会は、最高規範として議会基本条例を制定している。その前文に「議会の役割は憲法により議会に与えられた使命を果たすこと」と記されている。日本の地方自治の仕組みは、首長をトップとする執行機関と、議会から成る二元代表制であり、議会は住民に代わって執行機関を監視、チェックする役割であることから、議会と首長は緊張関係を保つ



必要があることは広く認識されている。

しかし昨年、正当性が疑われる理由で官製談合事件についての一般質問が不許可となった。また、今年に入り、一般質問において次の質問に移る際、議員は意見・要望を述べないとの申し合せが成立した。

そのほかにも、長年の懸案事項として、委員会の所属や議員の部屋割りなどの議会運営に無所属議員がほとんど関与できないこと、議長は中立公正な職務遂行のため会派を離脱して無所属となりながら、所属していた会派との濃密な関係が疑われる行為も散見されるなど、当議会には多くの問題がある。また、専門家からも当議会における低調な一般質問や、官製談合への対処の甘さも指摘された。

私は、議会が二元代表制の一翼としての監視機能を十分に発揮し、市民とともに歩む議会となるよう、議会改革に強力に取り組む。具体的には、①先の申合せの見直し②海外議会との交流や遠方に集中している委員会視察の検証③年に数回の休日議会の開催や、まぶしさ対策を講じた上で本会議開会中のフラインドを開くことなど、市民に関心を持っていただく工夫を行う④議会モニターや市民アンケート、議会への手紙、議会報告会等を実施して市民から議会の評価をいただくとともに、市政に対する意見を議会として吸い上げる仕組みを作る⑤議員の予定する質問に対する執行機関側

の過剰な事前聞き取りを是正し、緊張感のある議会を実現する。そのほかにも全国の先進議会を参考にして議会改革に取り組む。

議会基本条例では「議長は議会の代表者として常に中立公正な職務遂行に努め、民主的な議会運営を行わなければならない」と定めている。私は民主的な議会運営に努めることを約束する。

結果・松井一男議員29票、関貴志4票で松井議員が議長に就任

4

2021年6月議会

●一般質問 要旨

●柏崎刈羽原発の再稼働問題について

関たかし 質問

柏崎刈羽原発は既に国の基準に合格しているが、様々な不祥事が発覚し、規制委員会の調査が行われる状況だ。県は、原発事故原因などの3つの検証を行うとしているが、設置している検証委員会の人事に対する批判があり、しっかり検証されるのか疑問だ。



市は福島原発事故直後には「原発に100%の安全を求める。市民の安全・安心を守るためには終始一貫して原発が確実に、絶対に安全であること、100%の安全を目指すべき」ということに何らの揺らぎも変更もない」と強い意思を示して

いた。しかし現在では「100%の安全を求める」との言葉は聞かれない。市長は「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでない」と2度の市長選で公約しているが、再稼働に対する市の事前了解権は必要ないと表明しており、公約が実行されるのか疑問だ。

アンケート調査について

柏崎刈羽原発30*圏内議員研究会が、原発30*圏を含む自治体の住民意向調査を行った。これは、専門の調査会社に委託したもので、無作為抽出した番号へ電話するRDD方式と呼ばれる調査であった。この結果は報道され、市にも詳細を渡してある。「再稼働にあたって30*圏自治体の事前了解権が必要だ」と回答した比率は81%、長岡市民では85%で、多くの住民が事前了解を必要と考えているが、この結果の受け止めは。

星 原子力安全対策室長 答弁

原発におけるIDカード不正使用、安全対策工事の未完了、核物質防護設備機能の喪失など、相次ぐ不適切事案に対する住民の不安が表れたのではないかと。

関たかし 質問

調査では避難についても聞いている。「自然災害と原発事故が同時発生した場合に安全に避難できると思うか」との問いに「安全に避難できると思う」との回答が7%だったことの受け止めは。

星 原子力安全対策室長 答弁

市民の不安が反映した。

市民感情について

関たかし 質問

現在の手続では、市が反対しても再稼働する場合がある。そして事故に至った場合、賛成した5⁺圈内の方が先に避難するために、反対した長岡市民が屋内退避となる。これでは、避難計画に従って屋内退避する動機づけが弱いと3月議会で質問したが、しっかりと答弁がなかった。このような場合についての認識を再度問う。

星 原子力安全対策室長 答弁

3月にも答えたが、30⁺圈内はまず屋内退避である。これは、30⁺圈内は5⁺圈内より被曝リスクが低いのである。さらに、気体状の放射性物質が大気中を固まりとなつて流れることによる被曝リスクを避けるためでもある。5⁺圈内の人が先に避難するために長岡市民は自宅待機、あるいは距離の近い方はリスクが大きいためから優先的に避難、ということではない。

関たかし 質問

屋内退避の理由の一つとして5⁺圏住民の速やかな避難という要素は全くないとの認識か。

星 原子力安全対策室長 答弁

30⁺圏の防護行動によって5⁺圏住民の避難がスムーズになる要

因もあるとは考えるが、屋内退避する理由は、先述の通り。

事前了解権について

関たかし 質問

多くの住民が事前了解権は必要と考えている。3月議会でも「市は原発の徹底した安全対策を厳しく求めてきた。今後も、主張すべきことは国・県・事業者もしっかり主張する」との決意が述べられたが、安全対策を厳しく求めてきたにもかかわらず、様々な不祥事が発覚した。東電が2002年にトラブルを隠し、社長や会長が辞任した大事件から約20年、福島原発事故からも10年が経過したが、東電が変わったのかは疑問だ。今後も市が厳しく求めても、しっかりとした組織体質が確立するのとも、大きな疑問だ。

したがって、市は事前了解権を確保し、市の主張が実現しなかった場合は再稼働を止める必要がある。市長は、事前了解権は必要なしと表明してきたが、今回の不祥事やアンケートも踏まえて、事前了解権の獲得に向かうべき。

星 原子力安全対策室長 答弁

議員の述べる手法でなく、市民や議会の意向を踏まえた市の意見を県に意思表示すると繰り返し答えている。市長は知事に対して、立地以外の自治体の意向の取りまとめ方法を早期に示すことを求め、知事は「取りまとめ方法は市町村と相談したい」と述べ、しっかりと受け止めてもらった。

知事との関係性について

関たかし 質問

3月に「長岡は30⁺圏人口の6割を占め、県下第2の都市なので、その発言には重みがある」との答弁があった。再稼働の是非に対する市の発言を、知事は重く受け止めるとの見通しと思うが、知事が市の発言を他の自治体以上に重く受け止める保障があるのか。

星 原子力安全対策室長 答弁

3月の答弁は、市の考えを述べたものであり、県も同様に考えているということではない。ただ、議員の発言のように、立地以外の市町村で一括りという乱暴な話ではなく、30⁺圈内市町村としての本市の意思は相応に受け止めていただけるのではないかと。

5

2020年7月～2021年6月議会

総務委員会などでの発言

- ・官製談合事件について
- ・持続可能な行政運営プランについて
- ・公文書管理について
- ・議会の国際交流について
- ・地域おこし協力隊について
- ・ふるさと納税について
- ・避難対策（備蓄物資・避難先）について
- ・消防中之島出張所工事監理委託について
- ・除雪業者への支援（待機料）について
- ・鳥獣被害対策について

……など

6

政務活動費

長岡市議会では、一人につき年間72万円の政務活動費が議員に支給されます。

これまで、本紙面での収支報告を行ってききましたが、長岡市議会HPに各会派・議員の収支報告が掲載されましたので、紙面の都合上、今号は省略いたします。



市政懇談会

日時／毎月第3土曜日 午後7:00～9:00
場所／神明公民館（長岡市信濃2丁目）

内容／自由に意見を交換します。関たかしの市政報告のほか、テーマを設けたり、講師を招いた勉強会になることもあります。どなたでも参加できます。

出前報告

日時を調整して頂ければ、柔軟に対応します。

バックナンバー

ご希望の方に「せきたか通信」1から23号をお配りします。

お知らせ

発行／関たかし事務所

〒940-0098 長岡市信濃2丁目10番43号
TEL.0258-32-0751 FAX.0258-32-0756

関たかし

E-mail sekitaka@mynet.ne.jp

ホームページ <http://www.sekitaka.net>

(YAHOOにて「関 貴志」で検索できます。)

ケータイから、HPへアクセスできます。

